

受入基準(化学性状)

試験項目及び判定基準	検液1リットルにつき		
(1) 水銀又はその化合物	水銀	0.005	mg以下
(2) カドミウム又はその化合物	カドミウム	0.1	mg以下
(3) 鉛又はその化合物	鉛	0.1	mg以下
(4) 六価クロム化合物	六価クロム	0.5	mg以下
(5) ヒ素又はその化合物	ヒ素	0.1	mg以下
(6) シアン化合物	シアン	1.0	mg以下
(7) アルキル水銀化合物	—————検出されないこと—————		
(8) 有機リン化合物	有機リン化合物	1.0	mg以下
(9) PCB	PCB	0.003	mg以下
(10) 銅又はその化合物	銅	3.0	mg以下
(11) 亜鉛又はその化合物	亜鉛	2.0	mg以下
(12) ふっ化物	ふっ素	15.0	mg以下
(13) トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	0.3	mg以下
(14) テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレン	0.1	mg以下
(15) ベリリウム又はその化合物	ベリリウム	2.5	mg以下
(16) クロム又はその化合物	クロム	2.0	mg以下
(17) ニッケル又はその化合物	ニッケル	1.2	mg以下
(18) バナジウム又はその化合物	バナジウム	1.5	mg以下
(19) ジクロロメタン	ジクロロメタン	0.2	mg以下
(20) 四塩化炭素	四塩化炭素	0.02	mg以下
(21) 1,2-ジクロロエタン	1,2-ジクロロエタン	0.04	mg以下
(22) 1,1-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	0.2	mg以下
(23) シス-1,2-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	mg以下
(24) 1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	3.0	mg以下
(25) 1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	mg以下
(26) 1,3-ジクロロプロペン	1,3-ジクロロプロペン	0.02	mg以下
(27) チウラム	チウラム	0.06	mg以下
(28) シマジン	シマジン	0.03	mg以下
(29) チオベンカルブ	チオベンカルブ	0.2	mg以下
(30) ベンゼン	ベンゼン	0.1	mg以下
(31) セレン又はその化合物	セレン	0.1	mg以下
(32) 有機塩素化合物	試料1kgにつき塩素	40.0	mg以下
(33) ダイオキシン類	検液1リットルにつきダイオキシン類	10	pg-TEQ以下
(34) 水銀の含有濃度	水銀	25	mg/kg未満
(35) PCBの含有濃度	PCB	10	mg/kg未満
(36) 油分	検液1リットルにつき (投入処分時に視認できる油分が生じないこと)	15.0	mg以下
(37) ダイオキシン類の含有濃度	試料1gにつき	150	pg-TEQ以下
(38) カドミウム又はその化合物		1,500	mg/kg以下
(39) 六価クロム化合物		2,500	mg/kg以下
(40) シアン化合物		500	mg/kg以下
(41) セレン又はその化合物		1,500	mg/kg以下
(42) 鉛又はその化合物		1,500	mg/kg以下
(43) ヒ素又はその化合物		1,500	mg/kg以下
(44) ふっ化物		40,000	mg/kg以下
(45) ほう素又はその化合物		40,000	mg/kg以下
(46) ほう素又はその化合物		30	mg/L以下

※ 新海面処分場は(1)~(46)、中央防波堤外側埋立地は(1)~(45)